七　施設費及び運営費並びにその支弁方法
八　受講料の額
九　実施する者が行う業務
十　実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して法第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）
十一　参考事項

第二十八条の次に次の一条を加える。

（申請の手続の簡略）

第二十八条の二　同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

2　メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

第二十九条第一項中「前条」を「第二十八条」に、「適合するものと認定したときは、認定書を交付するとともに、必要があると認めるときは、認定した旨を公示する」を「適合するときは、認定しなければならない」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。

一　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
三　第三十四条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者
四　前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者

3　総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

第三十一条第一項中「管理者、実施の期間、講師（その担当別を含む。）又は養成人員」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の六号を加える。

一　管理者
二　実施の期間
三　講師（その担当別を含む。）
四　養成人員（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く。）
五　試験問題の作成方針及び管理方法
六　養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲

第三十一条第二項中「その養成課程に係る申請書の記載事項又は」を削り、「受けなければならないもの」の下に「及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員」を加え、「直ちにその旨」を「遅滞なく、その内容及び変更の年月日」に改める。

第三十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号中「氏名」の下に「、生年月日、修了証明書の番号」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　修了試験の問題及び正答（第二十条第二項の学校及び同条第三項の学校等である場合は除く。）

第三十二条に次の二項を加える。

3　メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一　養成課程の種別
二　授業科目別授業時間
三　修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績

4　メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。

一　養成課程の種別
二　授業科目別授業時間
三　講師の氏名及び担当授業科目
四　修了試験の問題及び正答（出題しなかつたものを含む。）
五　修了者数
六　当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかつた者の人数
七　参考事項

第三十三条第一項中「二年間に限り」を「二年間」に改め、同条第二項中「に規定する書類」を「の問題及び答案」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

第三十四条第二項中「認定施設者が」の下に「第二十九条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は」を加え、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第三項中「必要があると認めるときは、公示」を「インターネットの利用その他の方法により公示」に改める。

第三十五条第一項中「その旨」を「あらかじめその旨及び廃止する年月日」に改め、同条第二項中「養成課程の廃止」を「前項の届出」に改め、「総務大臣の」を削り、「認定は」の下に「、当該廃止の日に」を加える。

第三十六条第一項中「ことがある」を「ことができる」に改め、同条第二項中「第三十条の規定により基準に適合するように維持」を「第二十七条に規定する基準に適合」に改め、「その養成課程の実施の状況を」を削り、「ことがある」を「ことができる」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2　前項の規定により資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るように努めなければならない。

第四十一条第二項を次のように改める。

2　総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。

第四十二条第一項中「損じ」を「破り」に改め、「及び変更の事実を証明する書類（前条第二項に規定する場合に限る。）」を削る。

第四十三条の二中「、第四十一条第一項又は第四十二条第一項」、「、訂正又は再交付」及び「（第四十一条第一項又は第四十二条第一項の申請にあつては、変更の事実を証明する書類）」を削る。